

リカードウ『原理』第24章の研究

佐藤 滋 正

本稿は、リカードウ『原理』第24章「土地の地代に関するアダム・スミスの学説」を検討したものである。同章は、第32章「地代に関するマルサス氏の意見」とともにリカードウ“地代論”の補論章を構成しているが、夥しいスミスからの引用を通してリカードウ理論の主題が垣間見えてくる。第2節で解説を試み、地代ゼロの最劣等地の存在問題・鉱山地代論における優等地規定・改良と地主の利益の関連・穀物輸入と穀物価格論、という諸論点が析出された。また第3節では、①“資本蓄積論”との関連でスミス“外国貿易論”との相違、②“地代論”の中軸に位置する「相対的豊度」概念が「土地」でなく「資本」という社会的実態との相関概念であること、③借地期間の満了とともに地主の所有権下に移る「異常な利潤」が「所有」問題へのリカードウの理論的関心を示していることが、それぞれ剔出・展開された。

キーワード：鉱山地代、穀物価格、穀物輸入、借地期間、所有論、スミス、相対的豊度

目次

第1節	はじめに	第3節	第24章の理論問題
第2節	第24章におけるスミス“地代論”の批判	1)	スミス“外国貿易論”への批判
	1) 「価格」の結果としての「地代」	2)	「相対的豊度」と資本移動
	2) 無地代地の存在をめぐって	3)	「所有」の問題
	3) 鉱山地代論と優等地規定		
	4) 農業生産性の変動と地主の利害		
	5) 地主の利益と消費者の利益		
	6) 穀物価格と穀物の輸入規制		

第1節 はじめに

リカードウの『経済学および課税の原理』(第3版)の第24章は、「土地の地代に関するアダム・スミスの学説」と題されている。¹⁾ 同章は、第22・23章(「輸出奨励金と輸入禁止」「生産奨励金について」と第25章(「植民地貿易について」)に前後を挟まれた、「論争的諸章」部分中の“外国貿易論”の中に位置し、また第32章「地代に関するマルサス氏の意見」とともに「経済学の原理」部分中の“地代論”(第2・3章)の補論章となっている。

表題が示すように、第24章ではスミスの“地代論”がとりあげられ、これが批判されている。スミスは“地代論”を、『国富論』第一篇第十一章「土地の地代について」で展開している。そこでは、単に穀産地だけでなく、米・じゃがいも・燕麦など主食を生産する土地、放牧地、ホップ・果樹・野菜園、ぶどう園、植民地の砂糖・タバコ園、獣皮・毛皮・石材・木材・石炭などを産出する諸土地、錫・鉛・金銀の鉱山等々、扱われる土地はきわめて多岐にわたっている。スミスはこれらの土地を、一つは“食”(小麦・食肉等)に関する土地、もう一つは“衣・住”(皮・木材・鉱物等)に関する土地に大別し、前者を「常に地代を生じる土地生産物」、後者を「ときに地代をもたらしときには地代をもたらさない土地の生産物」という2つの節に分けて論じたのであった。²⁾

もちろん第24章は、このようなスミスの“地代論”を単に祖述したものではない。しかしそこに登場する諸土地を列挙してみるだけでも、食物生産地、家畜用地、鉱山、炭坑、小麦・じゃがいも・米等の主食生産地というように、スミス“地代論”への意識が濃厚に窺える。さらにまた第24章は、地代の原理を純粹に理論展開したものになっていないとはいえ、そこに登場する、「生産費の超過分としての地代」「無地代地の存在」「優等鉱山による石炭価格の規制」「地主の利益と消費者の利益の背反」「穀物輸入と貨幣価値変動」等々の結節的な諸論点を辿っていくと、“地代論”が問題にすべき理論的核心の周辺が照らし出されてく

1) 本稿では、P.スラッファ編『デイヴィッド・リカードウ全集』(*The Works and Correspondence of David Ricardo*, edited by Piero Sraffa with the collaboration of M.H.Dobb, Cambridge University Press, 11vols., 1951~73)中、第I巻に収められた『経済学および課税の原理』(*On the Principles of Political Economy, and Taxation*)を、またスミス『国富論』については、A.Smith, *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, edited by R.H.Cambell and A.S.Skinner, Oxford University Press, 2vols., 1976をテキストとして用いる。引用に際しては、引用頁を(I,xxx)(WN,xxx)のように略記し、またリカードウのスミスからの引用は(I,xxx; WN,xxx)のように『国富論』の該当頁も並記して、本文中に挿入して示すことにする。リカードウのスミスからの引用は必ずしも正確におこなわれているとは限らないが、原則として『原理』の記述を掲載し、異同については必要に応じて注記することにした。尚、引用文中、斜線(/)は行替えを、傍点(˘˘)は原著者の強調を、それ以外の強調符(°°)、アンダーラインおよび[]は、すべて論者のものである。

2) スミスの“地代論”については、「ヨーロッパでは穀産地の地代が他のあらゆる耕地の地代を規制する」(WN,175)という定義と、「すべての種類の原生産物は……社会が富み進歩するにつれて自然に高価になってくる」(WN,234)という定義の連関を考察した、拙稿「アダム・スミスの『地代』把握について」(『経済学史学会年報』第28号、1990年)も参照されたい。

る。第24章は、『原理』第2章「地代について」に凝縮されたリカードウ“地代論”の精華を、もう一度より広範な視野から眺め直し理解を深める上で、恰好の章なのである。

本稿はそのような視角の下に第24章を再読し、リカードウ“地代論”の問題性の一端に迫ろうとしたものである。その際、あえてリカードウが引用したスミスの全文章を掲載することにした。リカードウ“地代論”の独自性は切り取られた引用断片そのもののうちに垣間見ることができる、と考えたからである。スミスからの引用文は第24章の全叙述の実に三分の一以上にも上り、そのほとんどが『国富論』第一篇第十一章「土地の地代について」からのものだが、最後の引用文だけは第四篇第五章「奨励金について」から採られている。以下、第2節で第24章の概観を得た上で、第3節で理論問題を三点別出し検討する。

第2節 第24章におけるスミス“地代論”の批判

1) 「価格」の結果としての「地代」

リカードウは第24章を、「アダム・スミスは言う」と述べて、いきなりスミス『国富論』第一篇第十一章「序論」の次の一節を引用することから始めている。

「土地の生産物のうちで、普通市場にもち込むことができる部分は、その通常の価格が、それを市場へもち込むのに使用されねばならない資本を、その通常の利潤をともなって回収するのに十分である部分だけである。もし通常の価格がこれよりも大きければ、その剰余部分は自然に土地の地代になる。もしこれよりも大きくなければ、その商品は市場にもち込まれうるけれども、それは地主に何らの地代も与えることができない。価格がこれ以上かそうでないかは、需要に依存する。」(I,327 ; WN,161~2)

リカードウはこの章句を、スミスが「地代の本性」を正しく理解している証拠として肯定的に引用している。すなわちスミスは、地代が支払われるかどうかは、土地生産物の「通常の価格」が「資本を通常の利潤をともなって回収するのに十分である部分」つまり「生産費」を上回る「剰余部分 surplus part」の大きさに依存する、と述べているのだが、これは、「穀物は地代が支払われるから高いのではなくて、穀物が高いから地代が支払われるのである」(I,74) という『原理』第2章の自分の命題と同じである、とまず指摘するのである。

だが、これとは逆にスミスには、地代が価格の結果でなく価格が地代の結果であり関数であると言っているかのような叙述も認められる。すなわちスミスは、「土地の生産物の中には、市場にそれらをもち込むのに十分であるよりも大きな価格を常に与える需要があるに違いないような、若干の部分があるだろう」(I,327 ; WN,162) と言って、食物のような需要の大きい土地生産物は「常に」地代をもたらす高価格で販売されるだろう、とも述べているからである。

「土地は、ほとんどどんな位置においても、食物を市場にもち込むのに必要なすべての労働を、かつて労働が維持されていたもっとも気前のよい仕方で維持するのに十分であるよりも、もっと多量の食物を産出する。その剰余はまた、その労働を雇用した資本をその利潤をともなって回収するのに十分であるよりも常にもっと大きい。それゆえ、いくらかのものが地主への地代として常に残るのである。」(I,327~8 ; WN,162~3)

食物が絶対的な生産性を有し、食物生産に従事するよりも多くの労働を維持することは自明のように見える。また食物が、人間の必需品として強い需要基盤を有していることも確かである。だがそのことをもって、食物の価格が常に高価格になり食物生産地には必ず地代がもたらされる、という結論を導き出すことはできるのだろうか。すでに引用したように、スミスは、「地代」は「資本をその通常の利潤をともなって回収するのに十分である部分を超える剰余部分」であり「生産費」の規制を受ける、と言っていたのではなかったのか。それとも、食物生産地には「生産費」を超える独占的な高価格が成立する特別の事情がある、とスミスは考えているのだろうか。そうだとすれば、スミスの議論は、「地代」の原因であるはずの「価格」の中に「地代」が原因として紛れ込むことにはならないのだろうか。こうして、穀物の「価格」の「規制」をめぐる、スミスとリカードウの対立点が浮かび上がってくる。

2) 無地代地の存在をめぐる

食物生産地が常に地代をもたらすことについてのスミスの理由説明は、以下のようなものである。

「ノルウェイやスコットランドのもっとも不毛な湿地は家畜のためのある種の牧草を産出し、家畜のミルクとその増殖とは、家畜を世話するのに必要なすべての労働を維持し、農業者、すなわち牛や羊の群れの所有者に通常の利潤を支払うだけでなく、地主にある少額の地代をも与えるのに常に十分以上のものである。」(I,328 ; WN,163)

スミスは、ノルウェイやスコットランドのもっとも不毛な家畜用の湿地でさえ地代をもたらしているのだから、より優等な食物生産地が常に地代をもたらすことは自明だろう、と言うのである。確かに、すべての土地が地代をもたらすということは、日常感覚としては無理なく受け容れられる事柄かも知れない。しかし、トリカードウは反論する。土地の広大なアメリカには地代をもたらさない土地がありうるだろうし、また土地への外延的でなく内包的な投資を考えれば、同一土地に継起的に投下された追加資本の一部には無地代資本が確認できるのではないかと。スミスは「不毛な湿地」を引証事例としてすべての土地に地代が生じると主張しているが、スミスが語らねばならなかったことは、「食物生産地」に無地代地が存在しないことであつたはずだ。スミスの議論は、地代をもたらさない土地の不在についての十分な証明を与えているとは言えないだろう。だからリカードウはこう言う。

「さて、これについて、私は一つの疑問を抱くことを許されるだろう。いままでのところ、もっとも未開な国からもっとも洗練された国に至るまで、どこでも、土地に使用された資本を、その国の通常で普通の利潤とともに回収するのに十分以上の価値ある生産物を産出しえないような質の土地が存在する、と私は信ずる。」(I,328)

とはいえリカードウは、無地代地が存在するかないかは「この問題にとって少しも重要ではない」(I,328)、とも言う。リカードウがスミスに異議を唱えるのは、すべての土地が地代をもたらすというスミスの主張が、「地代が原生産物の価格の一構成部分を形成する」、つまり地代を価格の「結果」でなく「原因」とする謬論への、隠れた論脈になっているからである。リカードウは、スミスに「理解する心 comprehensive mind」を期待する。そしてまた、“鉱山地代論”ではスミスはきわめて正しい議論を展開しているのではないかと指摘する。

「もしアダム・スミスの理解する心がこの事実に向けられていたならば、彼は、地代が原生産物の価格の一構成部分を形成する、とは主張しなかつただろう。というのは、価格はどこでも、何らの地代もまったく支払われないような資本の最後の一部分によって取得される収穫によって規制されるからである。もし彼がこの原理に注意を向けていたならば、鉱山地代を規制する法則と土地の地代を規制する法則との間に何らの区別も設けはしなかつただろうに。」(I,329)

3) 鉱山地代論と優等地規定

リカードウは、『国富論』第一篇第十一章第2節「ときに地代をもたらしときには地代をもたらさない土地の生産物について」から以下の長文のスミス“鉱山地代論”を引用している。

「例えば、ある炭坑がいくらかの地代を与えることができるかどうかは、一部分はその豊度に、一部分はその位置に依存している。いかなる種類の鉱山でも、一定量の労働によってそこからもち込まれる鉱石の量が、同じ種類の他の大部分の鉱山から等しい量の労働によってもち込まれるものよりも多いか少ないかに応じて、肥沃だとか不毛だとか言ってよいだろう。若干の炭坑は、有利な位置にありながらその不毛性のために採掘されえない。その生産物は経費を支払わない。それらの炭坑は利潤も地代も与えない。炭坑のなかには、その生産物が、労働に支払った採掘に使用された資本をその通常の利潤をともなって回収するのに辛うじて足りる、というものが若干ある。それらの炭坑は、その事業の企業者にはいくらかの利潤を与えるが、地主には何らの地代も与えない。それらの炭坑は、地主以外の誰によっても有利に採掘されえないのであって、地主自身がその事業の企業者であれば、彼はその事業に使用する資本の通常の利潤を得るのである。スコットランドの多くの炭坑はこうい

う仕方で採掘されており、それ以外の仕方では採掘されえない。地主は、他の誰であれ、いくらかの地代も支払わずにそれを採掘するのを許そうとはしないし、また誰も少しの地代も支払えないのである。／同じ国の他の炭坑は、十分に豊かでありながら、その位置のために採掘されえない。その炭坑からは、採掘の経費を賄うのに十分な鉱物の量が、通常もしくは通常以下でさえある労働の量によってもち込まれうるが、しかし、住民数が希薄で、良い道路も水運もない奥地では、この量は販売されえないのである。」(I,329~330 ; WN,182)

スミスは、「炭坑のなかには、その生産物が労働に支払いまた採掘に使用された資本をその通常の利潤をともなって回収するのに辛うじて足りるといふものが若干ある」のであり、「それらの炭坑は地主以外の誰によっても有利に採掘されえない」と言っており、したがってスミス自身が、地代を支払わない土地(鉱山)の存在を認めていることは明白であろう。リカードウはこの叙述について、「ここには地代のすべての原理がみごとに明快に説明されている」(I,330)、と評価している。リカードウは言わば言質を取ったのである。だが、それにもかかわらずスミスは、「地上の所有地のばあいとは別である。その生産物の比率と地代の比率は、その相対的豊度にでなく絶対的豊度に比例する」(I,330 ; WN,192)³⁾と述べて、地中の鉱山地代でなく地上の穀産地地代のばあいには「相対的豊度」でなく「絶対的豊度」が「地代」を規定する、と断言してしまう。

リカードウが留目しているのは、鉱山地代そのものが有するある種の“相関性”である。上の引用文にもあるように、「若干の炭坑は、有利な位置にありながらその不毛性のために採掘されえない」し、「他の炭坑は、十分に豊かでありながらその位置のために採掘されえない」のである。そしてまた、たとえ「少しの地代も支払いえない」貧鉱でも、「地主自身がその事業の企業者」であれば採掘され「通常の利潤」をもたらすのである。鉱山地代は、土地の「豊度」が「位置」との相関に置かれ、また「企業者 undertaker」と「地主 landlord」の境界が曖昧にもなりうる不分明な地代形態なのである。そのことの意味は、鉱山地代は最劣等鉱山によってというよりも優等鉱山によって規制されるという、以下の議論を重ね合わせることによってよりよく理解できるだろう。

いまもし従来の炭坑では石炭の必要量を十分に供給できないのだとすれば、石炭の価格は上昇し、より劣等な炭坑が開坑されることになるだろう。石炭価格は、新規の劣等鉱山資本が生産費を確保できる水準にまで上昇し続けるに違いない。だからひとまず、「そうだとすれば、石炭の価格を規制するのが常に最劣等豊度の炭坑であることは明らかである」

3) この箇所は、スミスの原文では、「地上の所有地のばあいは別である。その生産物の価値と地代の価値は、その相対的豊度にでなく絶対的豊度に比例する」(WN,192)となっている。単純な転記ミスだろうが、「価値 value」を「比率 proportion」と書き誤ったところに、地代を“相関的”なものとして把握しようとするリカードウの指向性が窺えて興味深い。

(I,331)、と言える。しかし同時にまた、スミスが以下の一文で言っているように、石炭価格は最劣等鉱山でなく優等鉱山によって規制される、という側面も有しているのである。

「もっとも豊かな炭坑もまた、その近隣の他のすべての鉱山の石炭価格を規制する。その豊鉱の所有者と事業の企業者はともに、すべての近隣の業者よりもいくらか安く売ることによって、前者はより大きな地代を取得し、後者はより大きな利潤を取得できることに気づく。その隣人たちは、間もなく同じ価格で売らざるをえなくなる。けれども、彼らには同じ価格で売だけの余力はなく、またそうすることによって、常にその地代と利潤はともに減少し、時としてはまったく失われる。若干の事業はまったく放棄され、その他の事業も地代を与えることができないので、その所有者によってだけ採掘できることになる。」(I,331 ; WN,184)

優等鉱山の所有者と企業者は、石炭価格のひき下げ競争を仕掛け、劣等鉱山を廃業に追い込むことによって石炭市場を独占しようとするのである。その意味で、石炭価格は優等鉱山によって規制される、と言われうるのである。とはいえこのばあいにも、「価格を規制するのは最劣等鉱山である」(I,332)、と言っている側面もまた存在している。資本撤退せずに踏みとどまった劣等資本の生産性は、「地代を負担しないで経費と利潤を支払うのに十分でなければならぬ」(I,331~2)はずであり、成立した投資構造の底辺には無地代の限界資本の存在が常に確認されるだろうからである。“鉱山地代論”においてスミスは、このような限界的な意味での最劣等鉱山規定を述べたとも考えられよう。

「石炭がかなりの期間にわたって売られうる最低の価格は、他のすべての商品の価格と同様に、石炭を市場にもち込むのに使用されなければならない資本を、その通常の利潤をともなって回収するのに、辛うじて十分な価格である。地主が少しも地代を取得できず、自分自身で採掘するか、あるいはまったく放棄するかしなければならぬ炭坑では、石炭の価格は、概してほぼこの価格に近いにちがいない。」(I,332 ; WN,184)

“鉱山地代論”が示しているのは、鉱山は「企業者」の競争を通して設定されるのであり、したがって石炭生産の現存の投資構造はそれを変容させていく資本移動の相の下で展開・決定されていく、ということである。リカードウの視座はここにある。地代の社会的実態は「土地」ではなく「資本」である、と言い換えてもよい。無地代地は、可能性として絶えず設定され、そして存在するのである。この視座は、農業生産性の増進の成果が誰に帰属するかという問題に接続していく。

4) 農業生産性の変動と地主の利害

石炭の豊富が鉱山資本の撤退を招き無地代地が生成するという議論に続けて、リカードウは、「原生産物の豊富およびその結果としての低廉」について検討する。もちろん原生産物

のばあいも、石炭と同様、原生産物が豊富になって安価になれば耕作地の一部が放棄されるだろう、という枠組みで考えられている。

たとえば小麦に代わってじゃがいもが国民の主食になれば、「現在耕作されている土地の $\frac{1}{4}$ あるいは $\frac{1}{2}$ が恐らく直ちに放棄されるだろう」(I,332)。なぜならば、スミスによれば、「1エーカーのじゃがいもは6000ウェイトの純栄養分、つまり1エーカーの小麦によって生み出される量の3倍を生み出す」(I,332; WN,176)のだから、じゃがいもの生産に必要な土地は小麦の $\frac{1}{3}$ 倍で済むからである。そして、小麦からじゃがいもへの作種転換による必要耕作地の縮小は、地代を高めることはないし、また「総生産物中のより大きな比率が地主に支払われることはない」(I,332~3)。他面、安価なじゃがいもによる主食費の減少は労働者の賃金を低下させ、「生産の経費が著しく減少する」ことによって「労働者に支払った後のすべての総生産物が大きく増加するけれども」「そのすべてが変わることなく利潤になる」(I,333)、と考えられる。「利潤はいつでも賃金が低下すればひき上げられ、賃金が上昇すれば下落する」(ibid.)からである。

このように、土地生産の絶対的増進は地代には関与せず(賃金・利潤の比率は変更されるが)、地代は相対的豊度によってのみ規定され、「相対的豊度あるいは利便に変更がなければ、地代は総生産物に対して常に同じ割合をもつ」(I,333)のである。これに対してスミスは、土地豊度の絶対的増進による「生産の費用」の減少が地代の割合を高める、と言っている。

「米作地はもっとも肥沃な麦作地よりもはるかに多量の食物を生産する。1年に2回収穫され、それぞれ30ないし60ブッシェルの収穫が1エーカーの通常生産物と言われている。それゆえ、その耕作にはより多くの労働を要するけれども、そのすべての労働を維持した後に残る剰余ははるかに大きい。それゆえ、米がその国民の愛好する植物性の常用食物であり耕作者が主として米で維持されている米作国では、麦作国でよりも大きなこの剰余のうちのより大きな分前が地主に帰属するだろう。」(I,333; WN,176)

ビュキャナンもまた、「もし穀物よりももっと豊富に土地で収穫される何か他の生産物が国民の常食になるならば、地主の地代がその豊富に比例して増進するだろうことは、まったく明らかである」(I,334)と言って、スミスの見地を踏襲している。

逆だろう。土地生産物の生産性の増進は地代を上昇させることはない。リカードウは正反対の推論をおこなう。もしもじゃがいもが国民の常食になれば、地主が受け取る「食物の量」は減り、「食物の価値」は3分の1以下に低下し、しかも地主の地代が支出される製造品の価格はあまり低下しないだろうから、「地主は長期間にわたって地代の非常に大きい控除をこうむるであろう」(I,334)、と。

5) 地主の利益と消費者の利益

このように、農業生産性の増大は地主に何らの利益ももたらさない、とリカードウは考える。とはいえ、地主にとって必ずしも恩恵がまったくないわけではない。食物価格の下落は賃金を低下させ、賃金の低下は利潤をひき上げ、「高い利潤」は「資本の蓄積」を進展させ、「資本蓄積」は「労働に対する需要」を増加させ「土地に対する需要」を増加させるから、たとえ常食がじゃがいもになっても、「永続的に permanently」は地主も有利になるはずだ、と考えられるからである。リカードウは第3版で2つのパラグラフを追加して、「社会の進歩」が「地主にとってきわめて有利である」ことについて、以下のようにさらに強調している。

すなわち、こうである。高度な耕作は資本家に「異常な利潤」をもたらすとしても、それは「限られた期間」だけであり、利潤の超過分はやがて借地期間後は地主の権限下に移譲されるのだから、農業生産性の増進は「最終的には finally」地主にとっても有利になる、と。また、「豊富な生産物」による「労働の低い価格」は資本蓄積を奨励し、既耕地からより大きな価値を引き出し、劣等地を改造して高利潤をもたらすことによって、「消費者の全階級」に利益をもたらすが、それだけではない、とも言う。土地という「機械」の改善は、さしあたり「労働者・資本家・消費者」によって享受されるが、すべての利益は徐々に「土壌の所有者」に移転されるだろうからである。要するに「改良」は、「社会 community」には「即時の immediate」、地主には「遠くの remote」利益をもたらすだろう。リカードウは、このように追記したのである。⁴⁾

だが「改良」のそのような長期的影響を別にすれば、「地主の利益は消費者と製造業者の利益に常に反している」(I,334)だろう。「地主の利益」は、穀物生産の費用が増加し穀物価格が上昇することに存する。ところが穀物の高価格は、もちろん「消費者の利益」にならないし、また製造品価格をひき上げずに賃金上昇をひき起こすために「製造業者の利益」も

4) 「改良」をめぐるリカードウの議論をスラッファは、マルサスとの論争という視角から整理している。すなわち初期のリカードウの議論では、改良は地代を削減するから地主の利益と社会の利益は反対方向に向かうというニュアンスが強かったが、マルサスとの論争を経ることによって、地主にとっても改良が有利になるというトーンが次第に強調されるようになってきた、と整序するのである。例えば『利潤論』(1815年)での「農業上の改良は利潤を増加し、そして一時的には地代を下落させる」(IV,19)や、第32章初版(1817年)での「それ[農業上の改良]は地代を下落させるだろう」(I,412)という初期の主張が、『マルサス評注』(1820年)での「なるほど私は、農業の改良は、その直接の結果は地主にとって有害であり消費者にとって有利であると言ったが、しかし結局は、人口が増加するときはこの改良の有利さは地主に移される」(II,118)や、『原理』第2章第3版(1821年)への注での「私は、あらゆる種類の農業上の改良が地主にたいしてもつ重要性を軽視している、と理解されないよう希望する」(I,83)のような表現に変わってきた、と指摘するのである。とはいえ、地主の利害が必ずしも改良と対立しないという議論は、すでに『原理』初版(1817年)段階でも述べられているし(cf., I,262)、そもそも上に掲げた『利潤論』の一節にも「一時的には」という限定句が添えられていたことを斟酌すれば、リカードウの議論が次第にマルサスに歩み寄っていったという把握だけでは、この問題についての正鵠は得られまい。論者は、この問題の「所有」問題との関連に着目している。

侵害されることになる。だから、「地主」と「公衆 public」の利益は正反対であり、一方の「損失 loss」は他方の「利得 gain」である。そして利益がどちらの側に振れるかは、穀物価格が上がるか下がるかにかかっている。こうしてリカードは、分配関係を規制する「穀物価格」という規準を析出し、穀物を安価にする穀物輸入の意義へと、議論をつなげていくのである。

「地主と公衆の間の取り引きは、売り手と買い手が同等に利得すると言われる事業の取り引きとは似ておらず、概して損失が一方の側にあたり利得が他方の側にあたりする。だが、もし穀物が輸入によってより安く取得されうるならば、輸入しないために生じる一方の側の損失は、他方の側に生じる利得よりもはるかに大きい。」(I,336)

6) 穀物価格と穀物の輸入規制

スミスはこれとは反対に、穀物輸入がもたらす利益を認めない。『国富論』第四篇第五章「奨励金について」から次の長文の一節を、リカードは引用する。

「もし（穀物の）輸入がいつでも自由であれば、ほとんどのばあい事実上輸入が禁止されている現在よりも、わが国の農業者や郷紳は年々その穀物と引き換えに多分より少ない貨幣を取得するだろう。しかし、彼らが取得した貨幣はより多くの価値をもち、他のすべての種類のより多くの財貨を購買し、そしてより多くの労働を雇用するだろう。それゆえ、彼らの実質的富、彼らの実質的収入は、たとえそれがより少量の銀で表示されるにしても、現在と同じであろう。そして彼らは、現在と同一量の穀物を栽培することを不可能にされることもなく、また阻害されることもないだろう。これと反対に、穀物の貨幣価格の下落の結果である銀の真の価値の上昇は、他のすべての商品の貨幣価格をいくらか下落させるから、それは、商品の貨幣価格が下落する国の産業にすべての外国市場での若干の有利さを与え、それによってその産業を奨励し増加させる傾向がある。しかし、穀物に対する国内市場の広さは、それを栽培する国の一般的産業に、すなわち穀物と引き換えに与えるべき何か他の物を生産する人々の数に比例するにちがいない。しかしどの国でも、国内市場はもっとも近くそしてもっとも便利であるから、それは穀物にとっても同様に最大かつ最重要な市場なのである。それゆえ、穀物の平均貨幣価格の下落の結果である銀の真の価値の上昇は、穀物にとっての最大かつ最重要な市場を拡大し、それによってその栽培を阻害するのではなく奨励する傾向がある。」(I,336～7; WN,535)

スミスは言う。穀物輸入は貨幣の流出を招き国内貨幣量を減少させるが、貨幣量の減少は貨幣価値を上昇させるだけだから、「実質的富」「実質的収入」は「現在と同じまま」であり、したがって「現在と同一量の穀物を栽培することを不可能にされることもなく、また阻害されることもないだろう」。これとは違って、穀物生産の増進による「穀物の貨幣価格の下落」

は「銀の真の価値の上昇」をもたらし、「産業を奨励し増加させる傾向がある」。なぜならば、銀価値の上昇によって他のすべての商品の貨幣価格がいくらか下落し、外国市場での「若干の有利さ」を与えるからである。そして外国市場での有利さによるその国の産業の奨励と増加は、穀物のための「国内市場」を拡大し穀物生産を奨励していくだろう。つまり、“穀物輸入による穀物価格の下落”は、【穀物輸入 → 貨幣流出 → 国内貨幣価値の上昇】によって貨幣価値を名目的に変動させるだけだが、これに対して“穀物生産の増進による穀物価格の下落”は、【穀物価格下落 → 銀の真の価値の上昇 → 全商品価格下落 → 外国市場拡大 → 国内産業奨励 → 国内市場拡大 → 穀物生産奨励】という経路を辿って、最大・最重要な市場である「国内市場」を拡大し穀物生産を奨励するだろう。したがって、穀物輸入でなく穀物生産の増進による穀物価格下落こそ、採用されねばならない政策である。こうスミスは言うのである。

スミスのこの議論は、穀物輸入の自由は政策的に無意味であるという主張につながりうるから、リカードウにとっては承服できないものであった。スミスのように（前のパラグラフの下線箇所参照）、穀物輸入が貨幣流出をひき起こしたり、全商品価格の下落が外国市場拡大に結びつくと考えすることは正当なのだろうか。穀物輸入は、それに照応して他の財貨の輸出を並走させているはずだから単純に貨幣流出するというものではないだろうし、また“比較生産費説”を想起すれば明らかなように、外国貿易は諸国間の産業配置の構造的連関によって規定されるのだから、穀物生産の増進によってたとえ商品価格の全般的下落が生じたとしても、そのことが直ちに輸出の拡大を惹起するわけでもないだろう。確かに貨幣価値変動による穀物価格の変動はスミスも言うように名目的なものだが、しかし穀物価格の変動そのものが名目的なわけではないだろう。スミスは穀物価格の変動を貨幣価値の変動と同一視しているのではないか。⁵⁾ そのために、穀物輸入の制限による穀物価格の高騰が地主のみを利するという実質的なマイナス面を見落としてしまったのではないのか。リカードウは、次の一節で第24章を結んでいる。

「金銀の豊富および安価から生じる穀物の貨幣価格の高低は、地主にとっては何ら重要ではない。まさにアダム・スミスが記述するように、あらゆる種類の生産物が等しく影響されるからである。しかし、穀物の相対的な高価格はいつでも地主にとって大いに有利である。というのは第一に、それは彼に地代として穀物のより多くの量を与え、そして第二に、彼は穀物の各一単位に対して、単に貨幣のより大きな量だけでなく、貨幣が購買できるあらゆる商品のより大きな量を支配するだろうからである。」(I,337)

5) 「アダム・スミスは、貨幣の低い価値と穀物の高い価値とを決して少しも区別しない。」(I,336)

第3節 第24章の理論問題

以上、第24章を解説してきたが、この章を通して析出することができる理論的な問題を三点指摘し検討しておこう。まず第一にスミスとリカードウの“外国貿易論”の位置づけの相違であり、第二にリカードウ“地代論”における「相対的豊度」概念の特有性、そして第三に“地代論”における「所有」の問題、である。

1) スミス“外国貿易論”への批判

第24章が穀物輸入の是非論で終わっていることは、リカードウ“地代論”の“外国貿易論”との強い結びつきを示すものである。そのことは、例えば『原理』の「経済学の原理」部分（第1～7章）が第7章「外国貿易について」で終わっていることや、すでに述べたように第24章が『原理』「論争的諸章」部分の“外国貿易論”諸章（第22～25章）の中に位置づけられていることにも通底している。もちろんそれらは、穀物法批判という『原理』全体の時論的テーマに結びついているのだが、第24章はスミス批判という論争的形式を採っているだけに、「外国貿易」についてのスミスに対するリカードウの独自性がより鮮明に浮かび上がることにもなっている。

リカードウとスミスは、穀物価格の下落が国内産業を増進させるととらえる点では、見解が一致している。ただしスミスは、“穀物輸入による穀物価格の下落”と“穀物生産の増進による穀物価格の下落”とを区別して、後者のみが国富を増大させると主張した。“穀物輸入による穀物価格の下落”は貨幣価値を「名目的」に高めるだけだが、これに対して“穀物生産の増進による穀物価格の下落”は、「銀の真の価値の上昇」によって国内産業全体を促進していく（【穀物生産の増進 → 穀物価格下落 → 銀の真の価値の上昇 → 全商品価格下落 → 外国市場拡大 → 国内産業奨励 → 国内市場拡大 → 穀物生産奨励】）、ととらえたからである。そのようなスミスの主張は、一国の資本は、まず農業、次いで製造業、そして最後に外国貿易の順序で投下されるべきだと説いた『国富論』第三篇第一章の“投資順位論”に照応している。⁶⁾ スミスは、外国貿易を偏重する重商主義的政策を退けて、農業・製造業・商業という国内産業の自立的な循環の確立を目指したのであった。

これに対してリカードウは、“穀物輸入による穀物価格の下落”は決して名目的なものではなく、“穀物生産の増進による穀物価格の下落”と同様に資本蓄積を実質的に増進させていく、と主張した。穀物輸入によろうが穀物生産の増進によろうが、穀物価格の下落は賃金・利潤・地代の分配関係の変化を通して資本蓄積構造を組み替え国内産業を奨励してい

6) 「事物の自然的コースによれば、すべての成長しつつある社会の資本の大部分は、まず農業に、次いで製造業に、そしてすべての最後に外国商業に導かれる。」(WN,380)

く、という独自の価格プロセスを展開したのである（【穀物価格下落→地代削減・賃金下落→利潤引き上げ→資本蓄積→国内産業奨励】）。もとより、スミスの国内産業自立論に異存があるわけではない。しかしリカードウから見ると、スミスの提示した重農的な方向での発展は不可能であった。イギリスではこれ以上の農業投資はより劣等な土地に向かわざるをえず、穀物価格が下落でなく上昇してしまう、と判断されたからである。

国内産業を促進するためには、安価な外国産穀物の輸入を組み込んだ資本蓄積体制の編成替えがおこなわれねばならなかった。こうしてリカードウにおいては、外国貿易は農業・製造業・商業への投資配分の単に終点としてでなく、投資構造再編のむしろ起点として再び位置づけ直されることになるのである。それは、国内農業の温存に傾きがちなスミスの言わば“一国経済論”的な枠組みからの潜在的な脱却でもあった。第24章で開陳されたリカードウ“価格論”の独自性は、“資本蓄積論”における“外国貿易論”のこのような位置づけ上の転換とも結びついて主張されたものだったのである。⁷⁾

2) 「相対的豊度」と資本移動

次に、リカードウ“地代論”の中心概念である「相対的豊度 relative fertility」について一言しておこう。第24章で強く印象づけられることは、リカードウが「地代」をあくまでも「相対的」に把握しようとしていることである。そのような理論態度は、前述した地代ゼロの最劣等地の存在は「少しも重要ではない」とする叙述にも窺えるが、「相対的豊度」に言及した以下の一節に、より明瞭な形で読み取ることができる。

「地代をもたらさない土地はないと仮定しよう。そのばあいには、最劣等地の地代額は、生産物の価値のうち支出資本額と資本の通常の利潤を越える超過分に比例するだろう。同じ原理が、いくらか質の優れたあるいはより有利な位置にある土地の地代を支配するだろう。それゆえ、この土地の地代は、それがもつ優れた有利さだけより劣等な土地の地代を超過するだろう。同じことが第三等地、さらに最優等地の地代についても言えるだろう。そうだとすれば、土地の地代に支払われるべき生産物の部分を決定するものが土地の相対的豊度であるということは、鉱山地代に支払われるべき鉱山生産物の部分を決定するものが鉱山の相対的豊度であるということと同様に、確実ではないだろうか。」(I,330)

なかなか頭に入りにくい文章である。若干パラフレーズしておこう。リカードウは、「地代をもたらさない土地はない」と「仮定」した上で、地代は「生産物の価値」が「支出資本額と資本の通常の利潤」(生産費)を越える「超過分」に「比例」し、その「原理」は最劣

7) この問題は、投資構造をスミスのように「自然的秩序」の命法によってでなく現在と将来の言わば二層重ねで見るといふ、ナポレオン戦争後の転換期が必然化したリカードウの独特の視座と結びついている。これについては、スミスとリカードウの「法則」把握の相違と関連させて改めて論じる必要があるだろう。

等地だけでなく優等地の地代をも「支配」するから、「それゆえ」、優等地の地代は「それがもつ優れた有利さだけ」劣等地の地代を「超過する」のであり、「そうだとすれば」、地代に支払われるべき「生産物の部分」が土地の「相対的豊度」によって決定されることは、「鉱山地代」のばあいと同様に「确实」だろう、と述べている。

リカードウは、優等地の「地代額」ではなくて優等地と劣等地の「地代差」について語っている。そして、その「地代差」は豊度差を反映するから、優等地に支払われるべき生産物の「部分 portion」（「地代額」）は「相対的豊度」によって「決定」される、と述べている。だが、この議論には直ちには同意できない。確かに、優等地と最劣等地の地代の「差額」は「相対的豊度」によって規定されるが、しかし、「地代額」が「相対的豊度」によって規定されるとは必ずしも言えないからである。⁸⁾

リカードウは「地代額」と「地代差」を同一視しているのではないだろうか。とはいえ、もしそうだとすると、そのような同一視には意味がある。そこには、リカードウが「地代」を、「土地」に投下された「資本」との相関において把握していることが言表されているからである。そしてこの“差額としての地代”という視角が端的に現れ出てくるのが、“鉱山地代論”なのである。

「鉱山地代」とは、すでに見たように、優等鉱山の企業者が仕掛ける価格ひき下げ競争のプロセスで成立してくる地代形態である。優等鉱山から劣等鉱山まで様々な豊度の鉱山があるが、どの鉱山まで採掘されるかは石炭価格を支配する優等鉱山資本のリードによって調整され、地代を発生させる優等鉱山の外縁には生産費しか回収できない無地代の限界的な劣等鉱山が取り囲んでいる。それゆえ、最劣等鉱山の地代は常にゼロと想定されるのである。

「穀産地地代」のばあいにも、同様の議論が可能だろう。なるほど穀産地のばあいには根強い穀物需要に支えられているために最劣等地地代 = ゼロの仮定は採りにくい（スミスが「常に地代を生じる土地生産物」と把握した所以である）。しかし、優等地から劣等地まで様々な豊度の土地が広がっており、そのどれが耕作され地代をもたらすかを規定するのは、やはり穀産地に投下される「資本」である。農業者は、各時点ごとに予測される穀物価格を規準として、採算に乗れば土地耕作を実施し、採算に乗らなければ投資を控え（もちろんそ

8) 簡単な数式を使って説明しておこう。例えば2つの鉱山AとBがあって、豊度はそれぞれAとB、石炭価格がpのとき生産費はpAになるとする。このとき、劣等鉱山Aの地代額はゼロとなり(= pA - pA)、また優等鉱山Bの地代額は {pB - pA}、AとBの地代差も同じく {pB - pA} になるだろう。確かにこのばあいには、優等鉱山Bの地代額も地代差も p {B - A} になり、「地代額」(p {B - A}) は「相対的豊度」(B - A) によって規定されていると言えよう。だが、石炭価格がpから {p + α} に上昇するならば、劣等鉱山Aにも αA (= {p + α} A - pA) の地代額が生じ、優等鉱山Bの地代額は $\frac{p}{p + \alpha} \{B - A\} + \frac{\alpha B}{p + \alpha}$ (= {p + α} B - pA)、劣等鉱山Aとの地代差は $\frac{p + \alpha}{p + \alpha} \{B - A\}$ (= {p (B - A) + αB} - {αA}) になるだろう。見られるように、「地代差」(波線部分) は「相対的豊度」によって規定されるが、「地代額」(傍線部分) は「相対的豊度」によって決定されるとは言えないだろう。

のばあいの判断には、豊度だけでなく継起的投資や位置や経営形態のような諸要素の他、要求地代額も加味される)、こうしてこの表象された土地空間の外縁には、やはり無地代の最劣等地が取り囲むのである。この点では穀産地のばあいにも、鉱山地代と同様、最劣等地の地代はゼロと想定されうるわけである。

「相対的豊度」とは、「資本」という社会的実態が体系づける「土地」の“相関的”な豊度のことなのである。リカードウは、「土地」を組織する「資本」という位相から眺めることによって、「地代」を、最劣等地地代＝ゼロを仮定する「差額地代」として概念化したと言えるだろう。⁹⁾

3) 「所有」の問題

だがしかし、「地代」のこのような“相対的”な把握とは別に、資本による関係づけを超えた言わば“絶対的”な次元の問題が存在しているだろう。「地代」は「豊度差」だけでなく「価格」によっても規制されているが、「資本」が規制しえない「価格」水準そのものが存在するからである。「資本」が前提とする土俵そのものが、問題とされなければならない。その点で、農業上の改良がもたらす「異常な利潤 extraordinary profits」に言及した第24章の以下の一節は注目される。そこでリカードウは、借地期間の満了とともに農業者から地主に移転する独占的な超過利潤について、次のように述べている。

「このことは、地主にとって非常に有利に違いなく、またこの研究が必ず確立すると私が考えている以下の原理——すなわち、土壤の全剰余生産物は蓄積を奨励するのに十分な利潤を控除した後に最終的には地主に残されねばならぬのだから、その本性上、すべての異常な利潤は制限された期間だけのものである、という原理——と一致している。」(I,335)

リカードウは、こう述べている。例えば、排水施設の設置を考えてみよう。この改良投資によって劣等地が優等地に変わり、農業者には投資回収分を超える「異常な利潤」がもたらされるかも知れない。だが、この特別な超過利潤の独占的な獲得は一時的であって、借地契約の終了とともに排水施設は地主の支配下に移り、超過利潤は地代に組み込まれ地代が増加するだろう。このことによって、「異常な利潤は制限された期間だけのもの」であり利潤率は均等化されていくという「原理」は堅持される、と。私たちは、これと同種の議論を『原理』の他の箇所にも見いだすことができる。¹⁰⁾

9) この観点から改めて『原理』における地代規定をふり返ってみれば、リカードウが「地代」を、単に優等地と最劣等地の豊度差のみから析出しているのではない、ということがよく見えてくる。例えば、地代発生メカニズムを初めて展開した第2章の周知の一節は次のようであった。「社会の進歩につれて第二等の豊度の土地が耕作されるようになると、地代はただちに第一等の質の土地に発生し、そしてその地代の額はこれら2つの土地部分の地質の差に依存するだろう」(I,70)。リカードウは「地代」を、明らかに資本蓄積との相関性の中から発現させているのである。

もちろん、改良がもたらす地主の利益に関しては、リカードウはこれとは方向を異にする議論も展開している。すなわち、改良による生産性の増進は穀物価格を低下させ地代を削減するから地主には不利になるが、しかし、穀物価格の低下は賃金を低下させ、賃金低下による利潤の増加は資本蓄積を増進させ、資本蓄積は実質賃金を上昇させることによって人口を増大させ、人口増大による穀物需要増大と劣等地への耕作拡張は地代を高めるから、改良は長い目で見れば地主にも利益をもたらすことになり、要するに、改良は短期的には地主に不利益をもたらすが長期的には地主にとっても有利になる、という議論である。¹¹⁾

恐らく、こちらの後者の議論の方がリカードウ理論の本筋なのだろう。改良の利益が所有権の変更を通して地主に移転させられる前者の議論に対して、資本移動を媒介にする後者の議論は“資本蓄積論”としての本格的な展開が可能だからである。とはいえ、借地期間の満了とともに「異常な利潤」が地主の所有権下に入り利潤率が均等化されていくと述べる前者の議論にも注目しておきたい。穀物法への批判は、穀物輸入を制限し穀物価格を絶対的に高騰させる「土地所有」への批判なしにはありえないが、何らかの事情から発生した「異常な利潤」が名義変更によって地代を増加させるという前者の議論には、「所有」問題へのリカードウの理論的関心の痕跡が見いだされうるからである。¹²⁾

第24章のリカードウは、“地代論”を「資本」を原理として展開させた。「生産費」と「穀物価格」を睨みながら投資判断する企業者を通して、資本が自由に移動して利潤率が均等化していき、「相対的豊度」が組織化され「地代」が発現させられた。だが、「資本」が活動する場そのものを枠づける「価格」の“絶対的”な次元という問題が存在する。「価格」とは、「自然」と「労働」によってだけでなく、「所有」によっても規制されうる社会事象だ

10) 例えば第19章第3版の注での、「土地に固定されるようになる資本は何であろうとも、借地期間の満期の際には、必然的に地主のものにならなければならない。借地農のものにはならない。地主がこの資本に対してどのような補償を受け取るにせよ、それは、土地の再賃貸に際して地代の形態で現れるだろう」(I,269)や、第18章末尾の注での、「この資本の一部分は、ひとたび農場の改良に支出されるならば、土地と不可分離に融合されて土地の生産諸力を増大させる傾向をもつから、その使用に対して地主に支払われる報酬は、厳密に言って地代の性質を帯び、すべて地代の法則に服する」(I,262)、が指摘されよう。

11) これと同様の議論もまた、『原理』の各所に見いだすことができる。すでに言及した土地の「高度な耕作」に関する第24章第3版の書き換え箇所その他(I,334~5)、例えば第32章の第2・3版では、「農業上の改良および優れた豊度は、ともにある将来の時期により高い地代を生む能力を土地に与えるだろう。なぜならば、同一の食物価格で大きな追加量が存在するだろうからである。しかし人口の増加が食物の追加量と同じになるまでは、食物の追加量は必要とされず、地代はひき上げられないで下落させられるだろう」(I,412)、と述べられている。

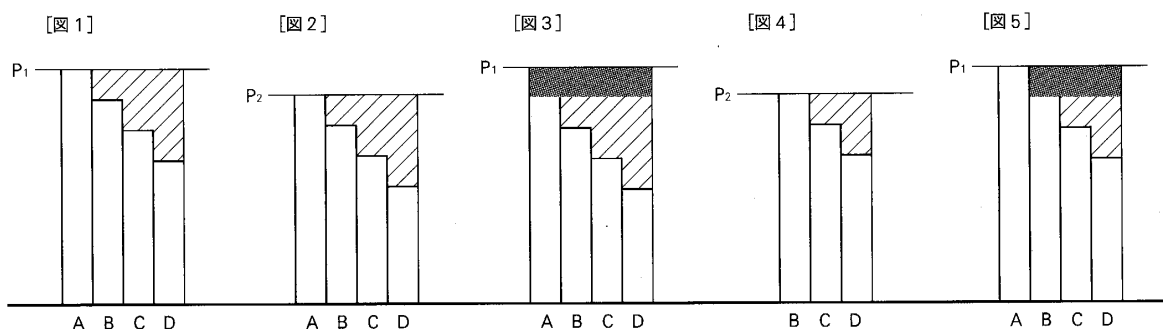
12) この点で『原理』第2章の冒頭でリカードウが、「地代は、大地の生産物のうち、土壌の本源的で不滅な力の使用に対して地主に支払われる部分である。しかしながら、それはしばしば資本の利子や利潤と混同されている」(I,83)と、地代を超過利潤から厳密に区別する必要性を力説していたことは、土地への改良投資にはらまれた“所有論”という切り口からも再読の必要があるだろう。

からである。借地期間の満了とともに「地代」に転化する「異常な利潤」への言及は、この「所有」問題に対するリカードウの理論的関心を暗示するものである。とはいえこのテーマについての本格的な議論は、別稿に譲ろう。¹³⁾

13) 簡単な図を使ってそのアウトラインだけでも示しておけば、以下のようである。

例えば、劣等地Aから優等地Dまで四段階の豊度の土地が耕作されているとして、穀物価格が p_1 であるときの各地の単位穀物あたりの生産費を表したのが【図1】である。単位穀物あたりの生産費は優等地ほど小さくなるから、柱の高さはAからDに向かって次第に低くなっており、地代は斜線部分のように土地B、C、Dに生じている。さて、いま改良によって土地の生産性が全般的に上昇し生産費の低下が生じるならば、柱の高さは全般的に低くなるだろう。そのばあい、もし穀物価格が p_1 から p_2 に低下するならば、地代は土地B、C、Dに【図2】の斜線部分のように生じるだろう。だがこれと違って、改良にもかかわらずもし何らかの独占的な力が働いて穀物価格が p_1 に維持されたままならば、地代はやはり土地B、C、Dに生じるが、なおその上に、第24章で述べられた「異常な利潤」が発生するだろう。【図3】の黒塗りの部分が、これを示している。農業者の独占がもたらすこの利潤は、借地期間の満了とともに地主の所有に移り地代に転化していく。

穀物輸入のばあいも、改良のばあいとほぼ同様のことが確認されるだろう。すなわち、外国産の安価な穀物が輸入されれば、例えばA地が駆逐されて穀物価格は p_1 から p_2 に下落し、地代は【図4】の斜線部分のように土地C、Dに発生するだろう。だが他方で、もし地代確保をめざして穀物法が制定され穀物輸入が制限されるならば、穀物価格は下落せず p_1 のままに維持されてA地の耕作も温存されるから、地代は【図5】のように土地B、C、Dに生じ、しかもその一部分は、黒塗りしたように、穀物法という制度的規制がもたらした地代の増加部分であるだろう。



現実の「地代」は、実は、「価格」に関して正反対に作用する上の2つの傾向の力学的バランスの中で確定されてくるものだろう。改良や貿易による生産費の低下が穀物価格を低下させ、資本移動を介して地代を減少させていくという市場のプロセス（【図2】【図4】）と、それに対抗して穀物価格を維持し地代を確保しようとする政治的なプロセス（【図3】【図5】）との対抗関係である。そして、この視角から改めて【図1】を眺めてみると、この出発図である【図1】が【図5】とまったく同型であることに留目させられる。すなわち【図1】は、土地の相対的豊度のみから地代を発生させているかに見えたが、実は【図4】ならぬ【図5】の政策選択の結果であり、すなわち地代増加をめざす独占的要因がもたらした地代としても見えてくるのである。このように、「価格」の中には市場のプロセスと政治のプロセスが対抗的に沈み込んでいるのであり、「地代」は「価格」の「結果」であるとともに「原因」としても現象しうるのである。